後期高齢者医療保険料

口座振替中止（年金天引き開始）の手続きについて

　後期高齢者医療制度の保険料は、年金天引きが原則です。

すでに「口座振替を優先する」をご希望された方が、再度、「年金天引き」をご希望される場合は、以下のとおり、お手続きが必要となります。

　また、年金天引きの開始は、1年に1度（１０月開始のみ）となります。

　※お手続きに一定のお時間を要します。

ご申請の時期によっては、1年以上お待ちしていただく場合がありますので、詳しくは、下記までお問合せください。

　なお、次の条件に当てはまる場合は、口座振替が継続します。

　<口座振替が継続する場合>

　　・練馬区の介護保険料が年金から引き落とされていない方

　　・対象年金が18万円未満の方

　　・練馬区の介護保険料と後期高齢者医療保険料の月支払額の合算が、月支給年金額の2分の1を超える方

**【納付方法選択・申請書】**

保険料の納付方法は、口座振替より、年金引き落としを優先します。

　　　氏名：

　　　住所：

　　　被保険者番号：

　　　生年月日：明・大・昭　　　年　　　月　　　日

　電話番号：

　　　記入日　：令和　　　年　　　月　　　日

【お問合せ】練馬区 国保年金課 後期高齢者保険料係　電話０３－５９８４－４５８８

○区事務処理欄　　　□入力　　　　（　　／　　）、□確認　　　（　　／　　）